

採用日（令和6年10月1日）時点の住所が現住所と異なる方へ

9月15日（金）の提出期限において、現住所と採用日時点の住所が異なる方につきましては、「採用時健康診断の受診及び採用時必要書類の提出等について（通知）」で提出をお願いしている「2. 採用関係書類の提出」のうち住所に関するものについて、以下の取扱いとしますのでご注意ください。

○住民票の写し

- ⇒ 9月15日（金）までに、現時点での住所が記載されたものを人事課まで提出
- ⇒ 採用日時点の住所へ住民票を移した後、速やかに、採用日時点の住所が記載されたものを人事課まで提出

○職歴報告書

○マイナンバー確認書類等

- ⇒ 9月15日（金）までに、現時点での住所を記載したものを人事課まで提出（採用日時点の住所が確定した後も、再提出の必要はありません。）

○給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

○組合員資格取得届出書

○年金加入期間等報告書

- ⇒ 10月1日時点の住所を記載。（住所が未定の方は、確定次第、速やかに人事課まで提出）

採用日時点の住所が現住所と異なる場合、上記の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」、「組合員資格取得届出書」及び「年金加入期間等報告書」については期限後の提出でも構いませんが、**その他の書類については、必ず9月15日（金）までにご提出ください。**